

和歌山県歯と口腔の健康づくり計画

平成26年3月

和歌山県

はじめに

歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長や生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送るためには欠かせないものです。

また、近年になり歯や口腔の健康が全身の健康づくりに重要な役割を果たしていることが明らかになってきました。

これらのことから、歯と口腔の健康づくりを推進するため、国においては、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、本県でも、平成24年4月に「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」が施行されました。

本県においては、これまで、和歌山県健康増進計画に基づき県民の歯と口腔の健康づくりに取り組み、8020運動等を推進してきたところですが、今後は、これらの法律や条例の基本理念を踏まえて、より一層歯と口腔の健康づくりを推進していくこととし、これからの10年間における本県の取組を定めた「和歌山県歯と口腔の健康づくり計画」を策定しました。

本計画は、本県の状況を踏まえ科学的根拠に基づき、県内どこでも、必要な歯と口腔の保健サービスを受けられるように環境整備やライフステージに応じた対策を進め「歯と口腔の健康格差の縮小」、「歯科疾患の予防」、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」を図ることを目的としています。

今後、県では、本計画に基づき、県民の皆さん及び関係機関と一体となって、歯と口腔の健康づくりへの取組を推進してまいります。

県民の皆さんにおかれましても、歯と口腔の健康づくりへの一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画策定に当たりご提言をいただきました関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

平成26年3月

和歌山県知事 仁坂 吉伸

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 基本方針	1
4 計画の期間	1

第2章 ライフステージごとの現状

1 乳幼児期	2
2 学齢期	4
3 成人期（妊産婦を含む）	5
2 高齢期	8

第3章 歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上のための課題

1 う蝕の予防	9
2 歯周病の予防	10
3 医科と歯科の連携	10
4 虐待児への歯科保健医療サービスの確保	11
5 歯科保健を推進するための体制	11

第4章 目標

1 歯科疾患の予防における目標	13
2 歯の喪失の防止における目標	14
3 口腔機能の維持・向上における目標	14

第5章 主要な施策

1 8020運動の推進と歯科保健に関する知識の普及	15
2 母子歯科保健の充実	15
3 学校歯科保健の充実	15
4 成人・高齢者歯科保健の充実	15
5 介護予防における口腔機能の維持・向上	15
6 虐待児童に対する歯科保健医療の確保	16
7 医科歯科連携体制の構築	16
8 歯科保健に従事する者の確保と資質向上	16
9 口腔保健支援センターの設置	16

用語の解説	17
-------	----

参考資料	19
------	----

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与します。歯の喪失による咀嚼機能^{*1}や構音機能^{*2}の低下は生活の質の低下にも大きく影響します。また、歯と口腔の健康づくりが全身の健康づくりにとって重要な役割を果たしていることが、明らかになってきました。

本県においては、従来から、「和歌山県保健医療計画」や「和歌山県健康増進計画」に基づき、歯科口腔保健に関する施策を推進してきました。その結果、乳幼児や学齢期におけるう蝕^{*3}の減少等一応の成果が得られました。しかしながら、歯周疾患検診の受診者において、重症の歯周病を有する者の割合が高く、8020（ハチマルニイマル）^{*4}達成者の割合が全国よりも低いなど、まだまだ多くの課題があります。

平成23年12月に、「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」（以下「条例」と略します）が成立しました。また、国においては、平成23年8月に成立した「歯科口腔保健の推進に関する法律」（以下「法律」と略します）を受けて、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」と略します）が定められました。

「和歌山県歯と口腔の健康づくり計画」は、基本的事項を勘案し、条例に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法律第13条及び条例第10条に規定する計画であり、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県健康増進計画」と整合性をもつものです。

3 基本方針

条例の基本理念に基づき、生涯を通じて県民自らが主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、県内どこでも必要な歯と口腔の保健サービスを受けられるよう環境整備や、ライフステージに応じて対策を進め、「歯と口腔の健康格差の縮小」、「歯科疾患の予防」、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10年間とし、必要に応じて見直します。

第2章 ライフステージごとの現状

1 乳幼児期

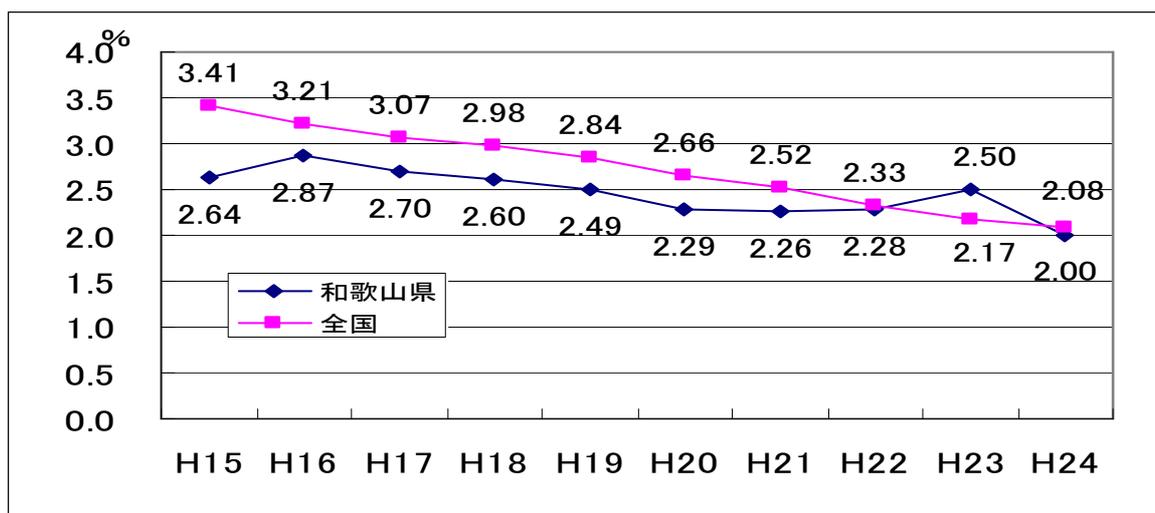
乳幼児期は、歯の萌出とともに、口腔機能が大きく発達し、生涯にわたる歯科保健行動の基盤が形成される時期です。

歯の萌出前から嚥下、押しつぶし等の機能が獲得され、舌食べ期を経て、乳歯の萌出とともに、すりつぶし機能が獲得され歯で咀嚼するようになります。しっかり咀嚼することにより顎が発育するため、何らかの原因で咀嚼が不十分だと正常に顎が発育せず、不正咬合^{*5}の原因となることがあります。また、指しゃぶり等の不良習癖が不正咬合の原因となることがあります。乳幼児期は、う蝕予防とともに、健全な口腔機能の獲得を目指す必要があります。

乳幼児期の歯科保健については、母子保健法の規定により市町村で1歳6か月児及び3歳児に対して歯科健康診査が実施されています。また、それ以外にも独自に歯科健康診査を実施している市町村もあります。

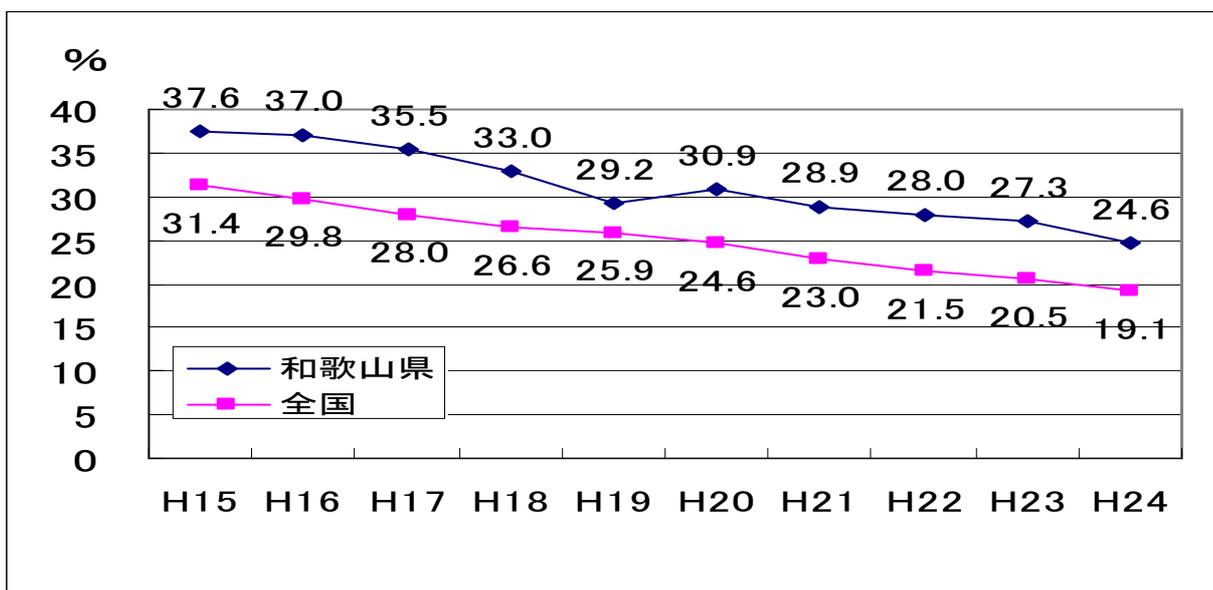
乳幼児期のう蝕の状況は、歯科保健活動やフッ化物^{*6}配合の歯磨剤の普及によりこの10年間に大きく改善しています。和歌山県のう蝕有病者率は、1歳6か月児歯科健康診査結果において、全国平均を下回って推移していましたが、平成23年度に全国平均を上回り平成24年度は、全国とほぼ同じです。また、3歳児歯科健康診査結果では、平成24年度の全国19.1%に対して24.6%と5.5ポイント上回っています(図1、2)。

図1 1歳6か月児歯科健診のう蝕有病者率推移



厚生労働省 母子保健実施状況調べ

図2 3歳児歯科健診のう蝕有病者率の推移

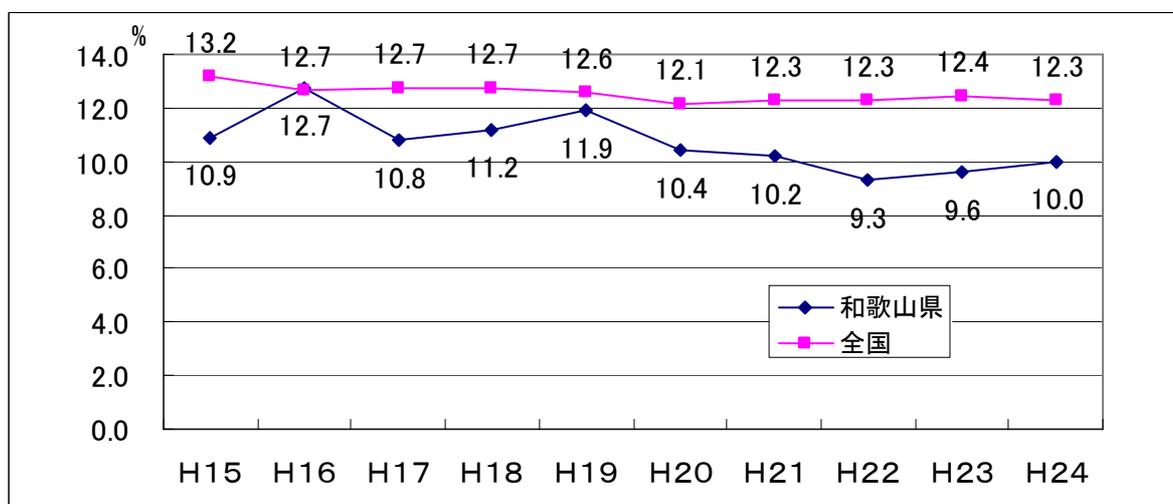


厚生労働省 母子保健実施状況調べ

3歳児におけるう蝕のない者の割合は、75.4%と第二次和歌山県健康増進計画の目標の80%には達していません。県内の状況をみると、目標の80%を達成している市町村は11市町村あるものの、70%を下回る市町村は8で、うち2市町村は60%を下回っており、市町村格差が見られます。

また、3歳児健診時に不正咬合が認められる幼児は、全国値を若干下回った状況で推移しています(図3)。不正咬合の原因となる指しゃぶり等の不良習癖の改善や、顎発育のために、よくかんで食べるよう保健指導に取り組んでいく必要があります。

図3 3歳児歯科健診における不正咬合の年次推移



厚生労働省 母子保健実施状況調べ

2 学齢期

学齢期のうち学童期は、乳歯から永久歯に交換する時期で永久歯列*⁷や咀嚼機能が完成される時期です。

学童期のう蝕の状況は、乳幼児同様全国的に減少しています。和歌山県においても減少しており、平成 24 年の 12 歳児の一人平均う歯数は、1.2 と若干全国を上回っており、第二次和歌山県健康増進計画の目標である 1.0 を達成できていません(図 4)。

市町村別の状況を見ると、目標値の 1.0 を達成している市町村は 8 市町村あるものの、4 市町村は 2.0 を越えており、県内における市町村格差が見られます。

う蝕有病者率についても平成 18 年から 13.4 ポイント減少しておりますが、平成 24 年の学校保健統計調査によると全国 42.8% に対して、45.8% と少し高くなっています(図 5)。

図 4 12 歳児の一人平均う歯数の推移

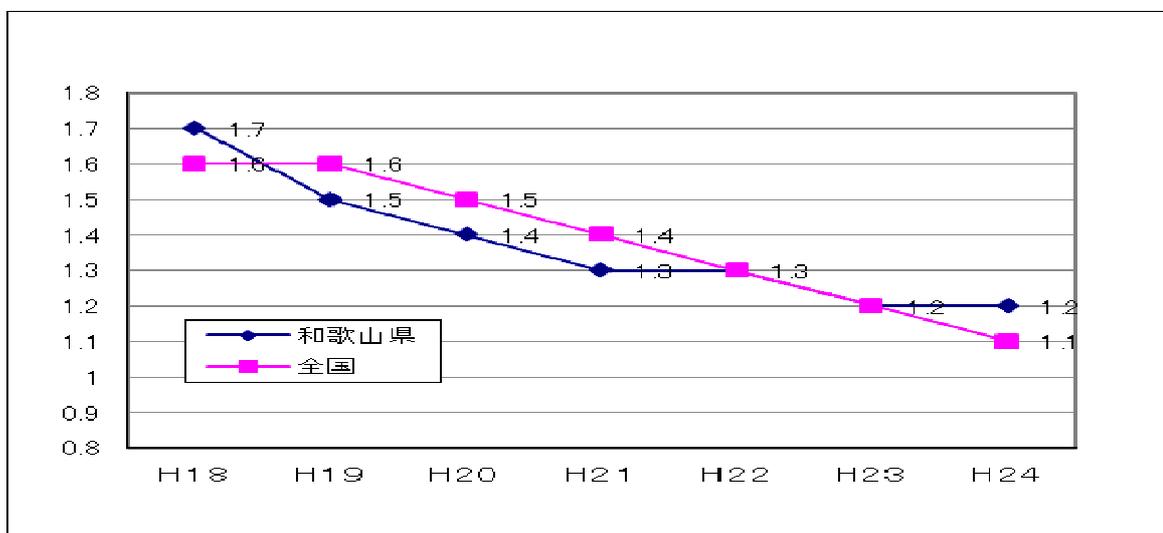
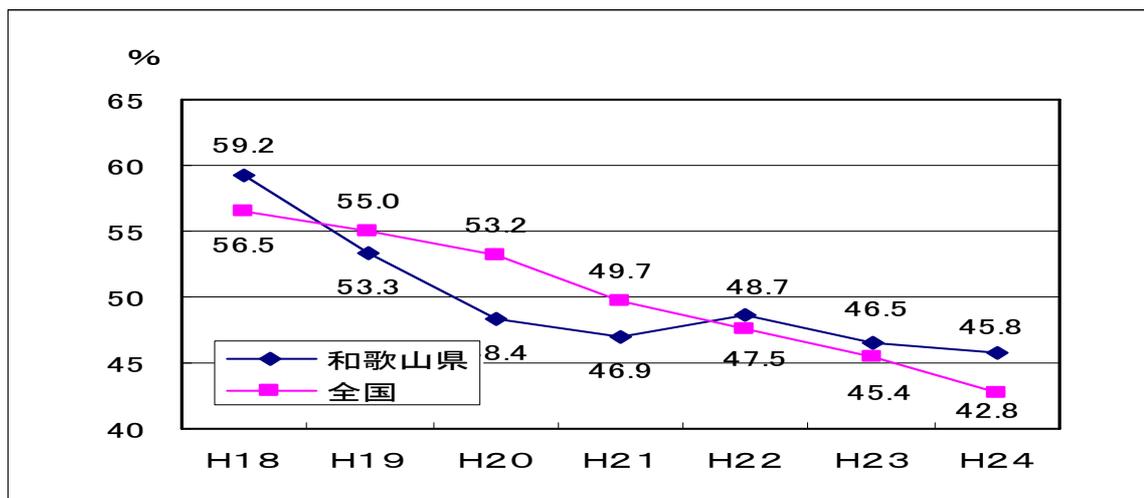


図 5 12 歳児う蝕有病者率推移

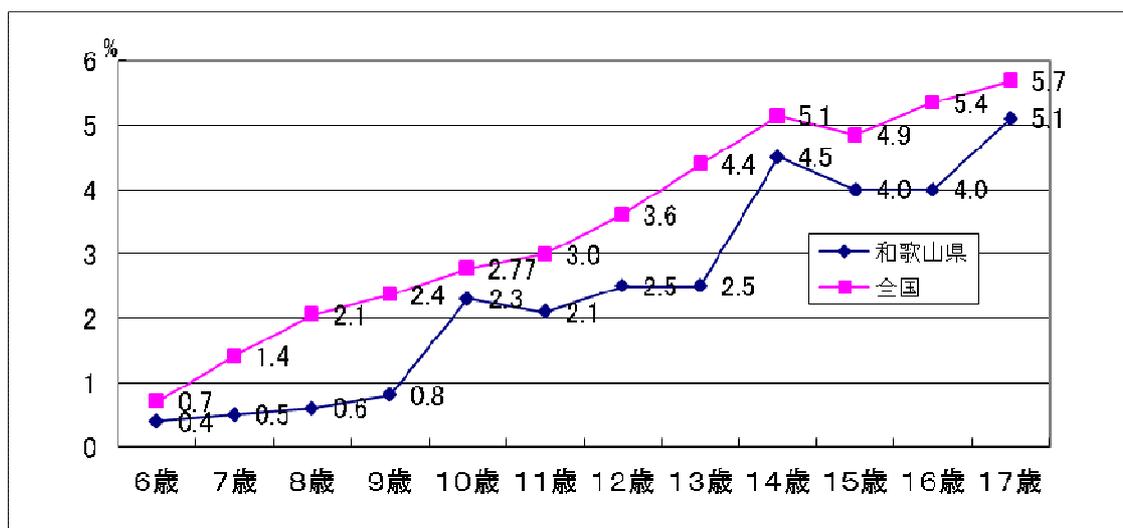


文部科学省 学校保健統計調査 全国値及びう蝕有病者率

和歌山県教育委員会 定期健康診断結果報告書 和歌山県の 1 人平均う歯数

小学校高学年から中学生にかけて、歯肉炎が増加してきます。平成23年歯科疾患実態調査によると、中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者は25.7%です。平成24年学校保健統計調査を見ると年齢とともに増加傾向にあります（図6）。学齢期の歯科口腔保健の向上を図る上で、歯肉炎予防は成人期以降の歯周病対策にもつながるものです。歯肉炎は正しいブラッシングを行うことにより可逆的に改善するため、適切な歯科保健指導を行うことが重要です。

図6 年齢別歯肉炎の割合



平成24年学校保健統計調査

3 成人期（妊産婦を含む）

成人期は、歯周病の有病率が高くなる時期で、歯の喪失が多くなっていく時期です。

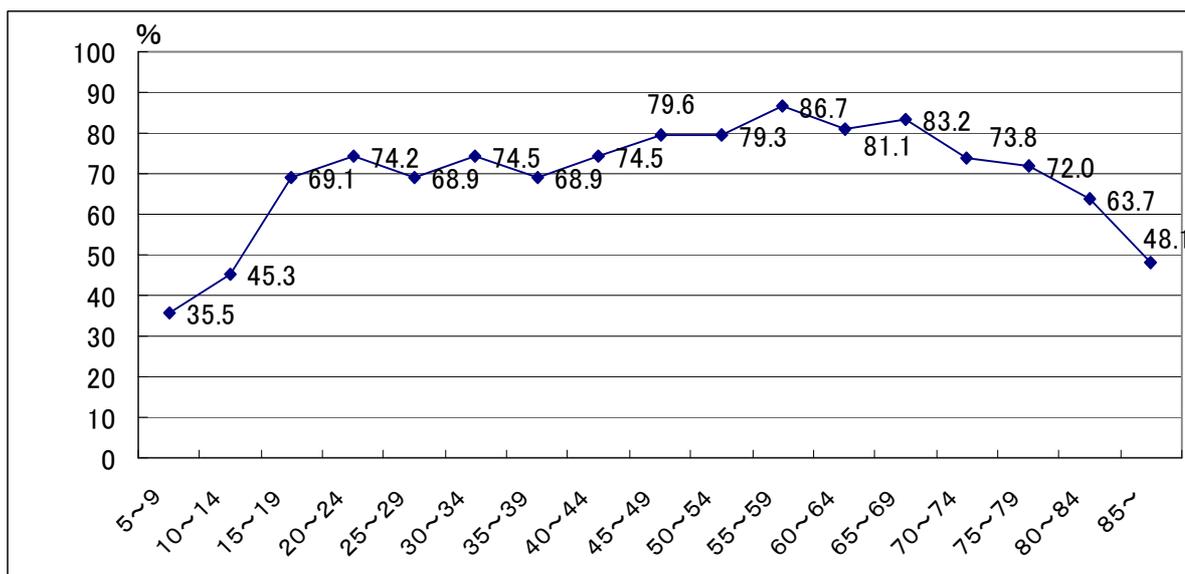
成人期には健康増進法により40、50、60、70歳の節目年齢を対象に歯周疾患検診が実施され、歯周疾患健康教育や歯周疾患健康相談も実施されています。

歯周病は、歯の喪失をもたらす主要な原因で、糖尿病や循環器疾患との関連が指摘されています。

歯肉炎は思春期から増加し、20歳代においても、歯ぐきに自覚症状があるものの割合は、31.7%となっています（平成21年国民健康・栄養調査）。

平成23年歯科疾患実態調査によると、5～9歳のころから既に35%に所見が見られ、15歳以上で約70%が歯肉に何らかの所見がみられます（図7）。

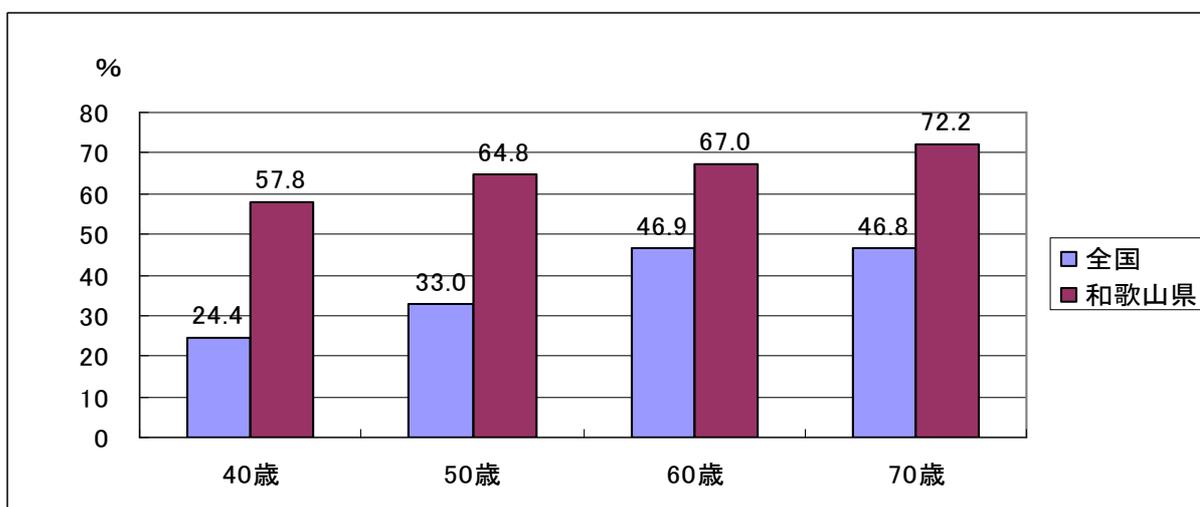
図7 年齢階級別歯肉の状況（歯肉に何らかの所見を有する者の割合）



平成23年歯科疾患実態調査

和歌山県における歯肉の状況は、平成23年度に市町村が実施した歯周疾患検診によると、40歳から70歳のいずれの年齢においても、4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合は全国に比較して大幅に高くなっています（図8）。

図8 年齢別4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合



全国 厚生労働省歯科疾患実態調査から推計（H23）

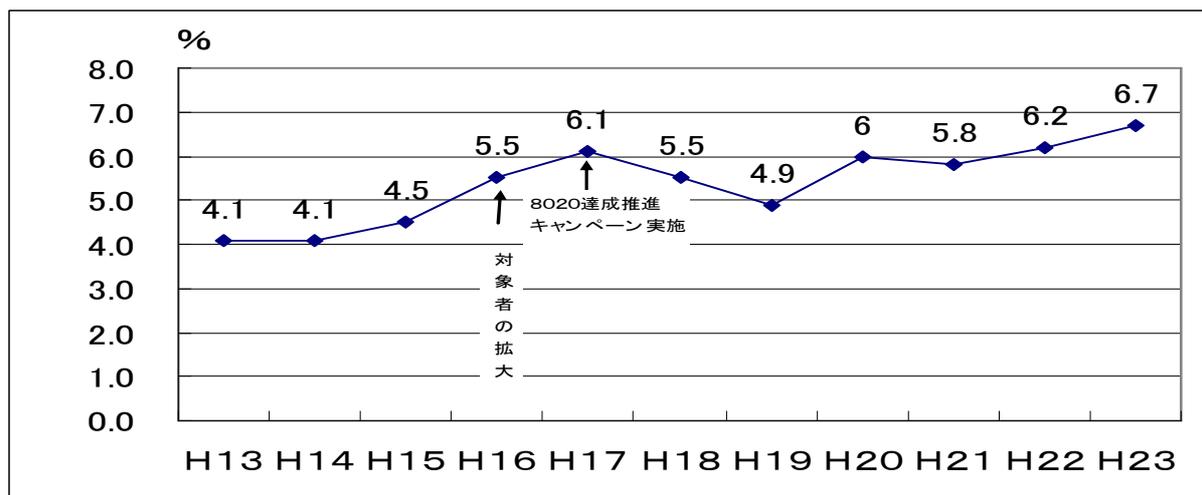
和歌山県 和歌山県歯科医師会歯周疾患検診結果（H23）

平成12年に歯周疾患検診が単独で実施が可能になったことに伴い、和歌山県では全国に先駆け、和歌山県歯科医師会を中心として実施体制を構築し、県が、市町村と和歌山県歯科医師会との歯周疾患検診実施の契約の取りまとめを行っています。その結果、平成13年度から全市町村で、歯周疾患検診が実施されています。受診率は開始以来徐々に増加

しており、平成 23 年で 6.7% となりましたが、充分とは言えない状況です（図 9）。また、市町村の受診率についても、8 市町村が 10% を越えていますが、5% に満たない市町村が 8 市町村で、そのうち 4 市町村が 2% に満たない状況で市町村格差が見られます。

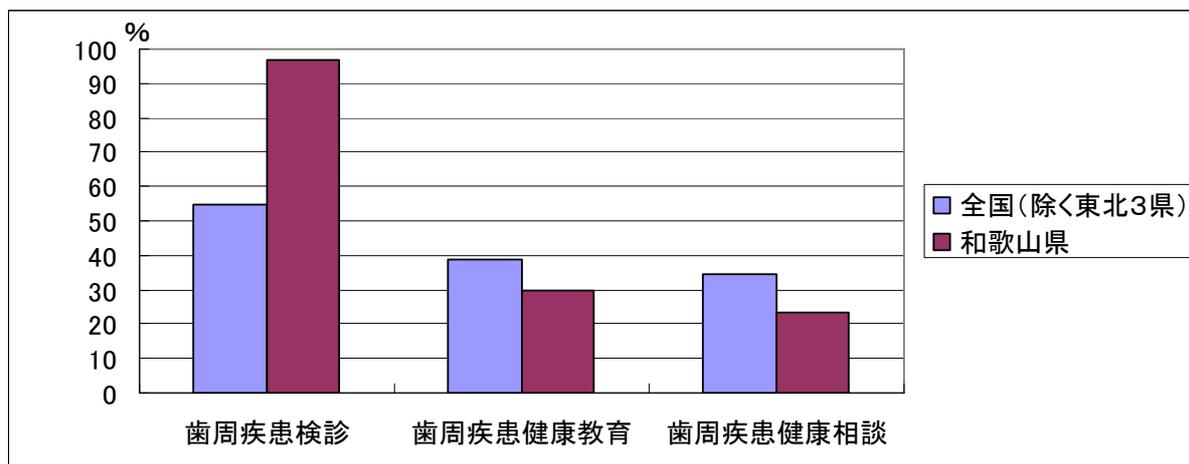
健康増進法における歯周疾患健康教育及び歯周疾患健康相談についても、実施市町村がそれぞれ、9 市町村（30%）、7 市町村（23.3%）と全国平均の 38.7%、34.8% に比べ低く、健康教育や健康相談を充実する必要があります（図 10）。

図 9 歯周疾患検診受診率の年次推移



健康推進課調べ

図 10 健康増進法における歯科保健事業の実施率



平成 22 年度地域保健・健康増進事業報告データより集計

妊産婦期は、内分泌機能の変化や唾液の変化等で、う蝕や歯周病が増加しやすい時期です。また、侵襲性の高い歯科治療*⁸が制限されることなどから、妊産婦自身にとっても、口腔の管理が重要です。

また、歯周病が、早産や低体重児出産に影響を及ぼすという報告や、妊産婦の歯科保健に対する意識が子どもの歯科保健行動にも影響を及ぼすこと等から妊産婦に対して歯科保健の意識向上を図ることが重要です。

和歌山県内では、妊産婦期の歯科健診及び歯科保健指導を実施している市町村が、平成22年度地域保健・健康増進事業報告によると10市町村、実施率が33.3%で、全国平均（除く東北3県）の56.4%に比べて低く、今後より一層の拡大が望まれます。

4 高齢期

高齢期になると、投薬や加齢による唾液の分泌減少により口腔の自浄作用が低下してきます。歯肉の退縮^{*9}により露出した根面^{*10}のう蝕が増加します。また、歯の喪失が加速されてきます。

歯の喪失に伴い、義歯の着用者が増加します。鉤歯^{*11}のう蝕や義歯性口内炎^{*12}等、義歯特有の問題について、かかりつけ歯科医による定期的な管理と正しい取扱が重要です。

60歳における24歯以上の自分の歯を有する者の割合は、全国65.8%（平成23年歯科疾患実態調査）に対して和歌山県67.4%（平成23年度歯周疾患検診結果）となっています。

平成23年度の歯周疾患検診受診者においては60歳における現在歯数は24.1歯、70歳においては21.5歯となっており、歯科疾患実態調査結果から推計される全国の値の23.5歯、19.3歯に比べ多く残っています。

80歳における20歯以上の自分の歯を有する者の割合は、全国40.2%（平成23年歯科疾患実態調査）に対して、和歌山県は21.3%（平成23年県民健康・栄養調査）と低くなっています。

高齢化が進展していく中で、器質的な障害である「歯の喪失防止」に加え、機能面にも着目し「口腔機能の維持・向上」を推進していく必要があります。

咀嚼機能の低下は、野菜摂取量の低下など、摂取できる食品群にも大きく影響し、虚弱高齢者や要介護高齢者等で、低栄養や誤嚥性肺炎を招くリスク要因となり、生命予後^{*13}にも影響を及ぼします。また、歯が多い人ほど認知機能がしっかりしているという報告もあり、認知症にも影響があるとされています。

平成21年の国民健康・栄養調査によると、全国の主観的咀嚼良好者の割合は50歳代で78.2%、60歳代で73.4%、70歳代で59.2%と年齢とともに低下しています。

直接の比較はできませんが、和歌山県における平成23年の歯周疾患検診結果によると60歳で咀嚼良好な者は、71.8%となっています。

和歌山県では、平成19年6月に作成した地域支援事業における口腔機能向上・栄養改善プログラムの普及を図っており、平成24年度にはプログラムに基づき24市町で実施されています。今後も地域における口腔ケアによる肺炎予防や口腔機能の向上への取組を推進することが必要です。

第3章 歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上のための課題

歯の喪失の原因は、う蝕と歯周病が大きな割合を占めており、歯の喪失を防止するためには、う蝕と歯周病予防に有効な科学的根拠のある施策を実施する必要があります。

1 う蝕の予防

う蝕予防には、「歯口清掃」、「甘味料の制限」、「フッ化物の応用」が有効とされています。従来から、歯口清掃や甘味料の制限の指導が行われきて、一定の成果が得られてきましたが、フッ化物の応用については、日本は先進諸国に比べ導入が遅れていました。

フッ化物の全身的な応用法として、代表的なものに水道水フロリデーション*¹⁴（フッ化物濃度調整法）があります。局所的な応用法としては、フッ化物洗口法*¹⁵、フッ化物歯面塗布法*¹⁶、フッ化物配合歯磨剤の利用等があります。

2010年現在、世界中で適正なフッ化物濃度に調整された水道水を利用している国は約60カ国で、4億2千万人がその恩恵を受けているとされ、そのう蝕予防効果は永久歯で50～60%とされており、根面う蝕にも効果があるといわれています。

日本では、日本歯科医師会、日本歯科医学会、日本口腔衛生学会も推奨しており、厚生労働省においても、「水道法における水質基準（0.8ppm以下）内でのフッ化物添加について技術的支援の要請があれば、関係者の理解を前提に歯科保健行政の一環として応じていく」としています。なお、日本における水道水フロリデーションは、いくつかの在日米軍基地内で行われています。

局所的な応用法として有効性の高い集団でのフッ化物洗口法は、1970年に新潟県弥彦村で最初に実施されて以来、全国的に広がりを見せ、2012年には8,584施設で、約90万人が実施しています。う蝕予防効果は、永久歯においてフッ化物洗口を4歳から15歳まで実施すれば40～60%といわれています。

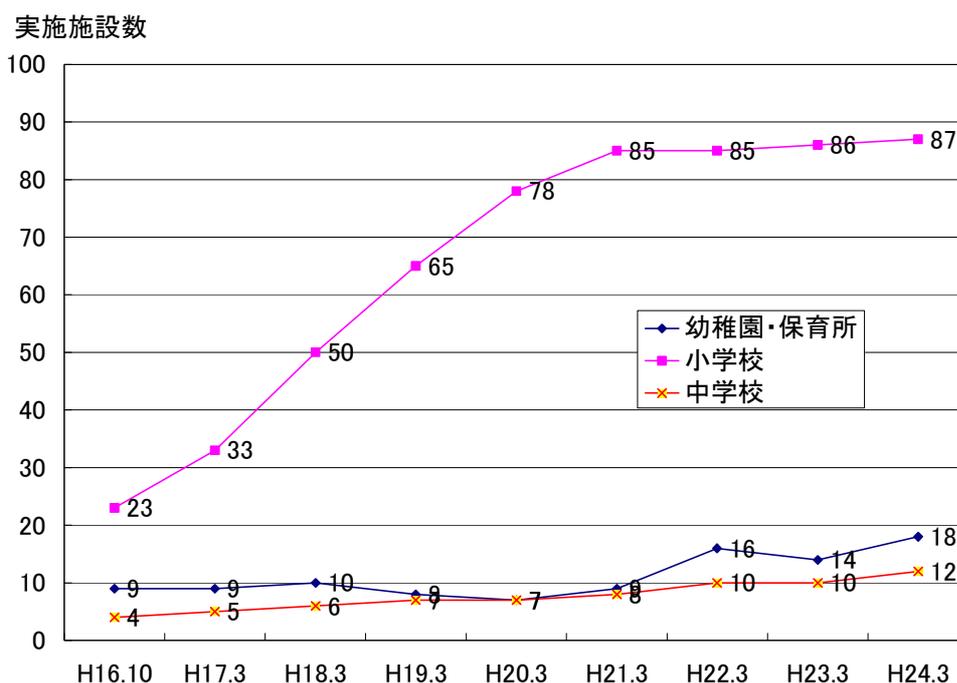
本県においては、昭和60年に旧金屋町の2小学校で開始され、少しずつ広がりを見せていました。平成16年度から、県がフッ化物洗口事業を開始し、和歌山県議会の「小学校等のフッ化物洗口の推進に関する決議」もあり、順調に実施施設数の増加が見られました。しかし、近年少し伸び悩んでいる現状があります(図11)。

洗口による効果が最も高い小学校においては、平成24年3月現在32.0%の学校において実施されています。全小学校で実施している市町村は5市町、全く実施がない市町村が9市町村あり、地域により格差が認められます。今後、市町村内での実施率を向上させるとともに、未実施の市町村を減らし、格差を是正していく必要があります。

また、より一層効果をあげるためには、対象とされる4歳から15歳まで継続して実施できるように保育所・幼稚園・中学校にも普及を図っていく必要があります。

さらに、洗口ができない4歳未満の幼児については、定期的にフッ化物歯面塗布法を行うことが有効で、う蝕予防効果は永久歯で20～30%、乳歯ではそれ以上といわれています。今後県内で実施する市町村を増やしていくことが重要です。

図 11 フッ化物洗口実施施設数推移



健康推進課調べ

2 歯周病の予防

歯周病予防には継続した管理が重要で、定期的な検診や歯石除去等の歯面清掃が必要です。歯周病対策として健康増進法における40、50、60、70歳の節目における歯周疾患検診が実施されています。平成23年度の歯周疾患検診受診率は6.7%で、受診率向上を図る必要があります。

県では、歯の健康ガイドを作成し、歯周疾患検診受診者に対して、継続管理の重要性や効果的な口腔清掃法についての指導を行うために、検診実施機関に配布しています。

平成23年の歯周疾患検診受診者のうち定期的に検診を受けている者は、13.8%で、平成21年国民健康・栄養調査の34.1%に比較して少なく、かかりつけ歯科医による継続的な管理を受ける人を増やしていく必要があります。

また、簡便な歯周病のスクリーニングの実施方法やその方法の各種事業への導入を検討し、歯周病について啓発を行う必要があります。

それらに加えて、喫煙は歯周病や口腔がんの原因とされており、歯や口腔の健康のためにも喫煙対策は重要で、その影響についての啓発や禁煙のサポートなどの対策が必要です。

3 医科と歯科の連携

近年になって、歯科疾患や、歯の喪失が全身の健康に影響を及ぼすことが明らかになってきました。

医科と歯科の連携が必要なものには、歯科治療や口腔ケアで予防できる疾患（糖尿病、誤嚥性肺炎*¹⁷等）や、歯科治療や口腔ケアが疾患の治療の完遂に有効である疾患（がん等）、投薬により口腔内に重篤な副作用が生じる疾患（がんの骨転移、骨粗鬆症等）があげられます。また、唾液分泌が抑制される作用のある薬剤等の投与により唾液量が低下するとう蝕等が発生しやすくなります。これらの疾患についても、医科と歯科の連携を進める必要があります。

糖尿病と歯周病の関係では、糖尿病の合併症の一つに歯周病があり、糖尿病患者に高率に発症します。また、歯周病の治療が、血糖値のコントロールに有効であるという報告があります。

がん治療を行うにあたっては、あらかじめ歯科治療や口腔ケアを行うことにより、手術後の感染症が減少します。また、化学療法や口腔が照射野に含まれる放射線治療を行う場合は、口内炎が起りやすくなります。口内炎ができると、痛みや食事への影響で、生活の質の低下とともに、治療にも影響することがあります。

和歌山県では、平成22年から医科歯科連携推進事業により、がん診療において連携を進めているところですが、今後、糖尿病や脳血管疾患、心疾患等においても、連携体制を構築していく必要があります。

その他、重篤な副作用が生じる薬剤として骨粗鬆症や、がんの骨転移に使用されるゾメタ等ビスホスホネート製剤や、がんの骨転移に使用されるデノスマブなどがあり、これらを使用する際にも、あらかじめ歯科を受診し口腔内環境を改善することが望まれます。

4 虐待児への歯科保健医療サービスの確保

乳幼児期のう蝕は、全体的には減少傾向にありますが、一方で虐待児童においては、保護者の育児放棄による食事の乱れ、口腔の汚れ、う蝕治療の放置等で数多くの重症う蝕が認められます。多発する重症う蝕は咀嚼等にも影響するため、栄養摂取が制限されます。

う蝕等の歯科疾患は、自然治癒にとぼしく年齢とともに蓄積していく性質をもつため、放置により生涯にわたり口腔に問題を抱えることとなります。

虐待児に対する歯と口腔の健康を確保するため、個人格差の解消にも効果的なフッ化物の応用を進めるとともに、市町村が実施する乳幼児健診時や通常の歯科治療時において、虐待の徴候を早期発見し、対応していくことが重要です。措置入所を行った虐待児童については、口腔内に問題等があれば、歯科治療を行っています。

5 歯科保健を推進するための体制

法律及び条例に定められた施策を効果的に実施していくためには、行政への歯科専門職の配置が必要です。和歌山県には、常勤の歯科医師1名、歯科衛生士1名が配置され、和歌山市に歯科衛生士2名が配置されています。

歯科保健を含む一次的な対人的保健サービス*¹⁸については、市町村が実施することになっていますが、和歌山市以外の市町村に歯科専門職が配置されていないため、県が支援を行なっていく必要があります。

また、法律第 15 条で、住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康を保持し、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、都道府県は「口腔保健支援センター」を設置できることになっており、今後、口腔保健支援センターを設置し施策を推進する必要があります。

フッ化物歯面塗布等の予防処置や、歯周病予防のための歯口清掃の指導、口腔ケアなどを、効果的に進めて行くためには、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、行政及び教育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び医療保険者が連携して行くことが重要です。

第4章 目標

1 歯科疾患の予防における目標

○乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加

目標項目	ア 3歳児のう蝕のない者の割合の増加 イ 12歳児の一人平均う歯数の減少 ウ 12歳児のう蝕のない者の割合の増加
現状	ア 75.4%（平成24年母子保健実施状況調べ） イ 1.2（平成24年定期健康診断結果報告書） ウ 54.2%（平成24年学校保健統計調査）
目標	ア 85%（平成34年度） イ 1.0（平成34年度） ウ 65%（平成34年度）
データソース	ア 母子保健実施状況調べ（厚生労働省） イ 定期健康診断結果報告書（和歌山県教育委員会） ウ 学校保健統計調査（文部科学省）

国の目標値に和歌山県の現状を加味して設定

○フッ化物洗口及びフッ化物歯面塗布の普及

目標項目	ア フッ化物洗口実施施設（学校、幼稚園、保育所）の増加 イ フッ化物洗口実施施設がない市町村の減少 ウ 定期的にフッ化物歯面塗布を実施する市町村の増加
現状	ア 117施設（平成24年健康推進課調べ） イ 9市町村（平成24年健康推進課調べ） ウ 2市町（平成24年健康推進課調べ）
目標	ア 増加（平成34年度） イ 減少（平成34年度） ウ 増加（平成34年度）
データソース	ア フッ化物洗口実施施設（健康推進課調べ） イ フッ化物洗口実施施設がない市町村（健康推進課調べ） ウ フッ化物歯面塗布実施市町村数（健康推進課調べ）

和歌山県の実施の現状から設定

○歯周病を有する人の減少

目標項目	60歳における進行した歯周炎を有する者の割合の減少
現状	67.0%（平成23年度歯周疾患検診結果）
目標	50%（平成34年度）
データソース	歯周疾患検診結果（和歌山県歯科医師会）

国の目標値に和歌山県の現状を加味して設定

2 歯の喪失の防止における目標

目標項目	ア 60歳における24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 イ 80歳における20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
現状	ア 67.4%（平成23年度歯周疾患検診結果） イ 21.3%（平成23年県民健康・栄養調査）
目標	ア 70%（平成34年度） イ 40%（平成34年度）
データソース	ア 歯周疾患検診結果（和歌山県歯科医師会） イ 県民健康・栄養調査

国の目標値に和歌山県の現状を加味して設定

3 口腔機能の維持・向上における目標

目標項目	ア 60歳における咀嚼良好者の割合の増加 イ 口腔機能向上教室を開催する市町村の増加
現状	ア 71.8%（平成23年度歯周疾患検診結果） イ 24市町（平成24年度 長寿社会課調べ）
目標	ア 80%（平成34年度） イ 増加（平成34年度）
データソース	ア 歯周疾患検診結果（和歌山県歯科医師会） イ 長寿社会課調べ

国の目標値に和歌山県の現状を加味して設定

第5章 主要な施策

下記の主要な施策を、市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者と連携して推進していきます。

1 8020運動の推進と歯科保健に関する知識の普及

従来からの8020運動をより一層推進するとともに、いい歯の日（11月8日）、いい歯の月間（11月）や歯と口腔の健康週間（6月4日～10日）などをはじめ、様々な機会を通じて、市町村、歯科医師会をはじめとした各関係機関との連携により普及啓発を行うことで、県民の歯科保健意識の向上を図ります。

2 母子歯科保健の充実

乳幼児のう蝕は、食事の嗜好やかむ力など、子どもが成長・発育する上で必要な口腔機能に影響を与えることから、市町村との協力・連携のもと適切な歯科保健指導やフッ化物歯面塗布、フッ化物配合の歯磨剤の正しい利用法の普及等に努めます。また、不正咬合の原因となる指吸い、指しゃぶり等の不良習癖の改善や顎発育のため、よくかんで食べることの指導を進めていきます。

妊産婦期における歯科保健事業を実施する市町村を増やします。

3 学校歯科保健の充実

歯科保健に関する正しい知識・習慣が身に付くよう教育委員会や学校歯科医会と連携し、学校での歯科保健対策の充実を図るとともに、う蝕抑制効果が高いフッ化物洗口を推進します。また、歯肉炎の予防として、正しい歯口清掃を指導します。

4 成人・高齢者歯科保健の充実

歯周病の予防と早期発見・治療のため、歯周疾患検診を推進し、歯周病についての情報提供やかかりつけ医による予防管理の重要性及び喫煙の口腔への悪影響について啓発します。

また、保険者や事業者に対して歯科医師会等の関係団体と協力して、歯周病についての知識や歯周疾患検診等の周知に努めます。

健康増進法による歯周疾患健康教育、歯周疾患健康相談を実施する市町村を増やします。

5 介護予防における口腔機能の維持・向上

高齢者の口腔機能を維持・向上するための教室等に取り組む市町村や事業所が増えるよう関係者に対して研修等を実施します。

6 虐待児童に対する歯科保健医療の確保

う蝕予防に有効とされ、個人格差の解消に効果のあるフッ化物の応用を推進するとともに、虐待児童への歯科医療の確保に努めます。また、健診等で虐待児の早期発見に努めます。

7 医科と歯科の連携体制の構築

糖尿病等の歯科治療や管理、咀嚼機能の回復により症状が改善される疾病、がんなどの治療の完遂に口腔管理が有効とされる疾病、投薬により口腔内に重篤な副作用を生じる恐れのある薬剤を用いる疾病などについて医科と歯科の連携を進めていきます。

8 歯科保健に従事する者の確保と資質向上

歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職に対して、公衆衛生を進めて行く上で必要な制度や知識について研修等を実施し、資質向上に努めます。また、市町村に対して歯科専門職を確保するための支援を行います。

9 口腔保健支援センターの設置

歯科疾患の予防による口腔の健康を保持し、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援等を行う機関として口腔保健支援センターを設置します。

用語の解説

* 1 咀嚼機能

物をかみ砕き飲み込める状態にする機能

* 2 構音機能

喉頭、口腔、鼻腔などを使って出された音声に変化を与えて言葉にする機能

* 3 う蝕

むし歯のことで、う蝕はう蝕を有する歯のこと

* 4 8020（運動）

80歳において20本以上の歯を有する状態で、20本の歯があれば何でも食べることができることから、80歳になっても自分の歯を20本以上維持することを目的とした運動が展開されている。

* 5 不正咬合

かみ合わせの異常のこと

* 6 フッ化物

フッ素を含む化合物のことで、う蝕予防には主にフッ化ナトリウム、リン酸酸性フッ化ナトリウムが用いられている。

* 7 永久歯列

すべて永久歯のみで構成されている歯並びのこと

* 8 侵襲性の高い歯科治療

身体に負担がかかる歯科治療 例 抜歯

* 9 歯肉の退縮

歯ぐきが炎症を起こし、やせていくこと

* 10 根面

正常ではかくれている歯根（歯の根）が、歯ぐきの炎症等で口腔内に露出した部分

* 11 鉤歯

部分入れ歯を安定するための装置をかける歯

* 1 2 義菌性口内炎

不潔や安定不良な義菌により起こる口内炎

* 1 3 生命予後

病気などにおいて生命が維持できるかどうかについての予測

* 1 4 フロリデーション

う蝕予防を目的として、適当な量のフッ化物を摂取するため水道水や、ミルク、食塩等にフッ化物を調整する方法で、WHO等の国際専門機関が推奨している。

* 1 5 フッ化物洗口法

比較的低濃度のフッ化物洗口剤（5～7 m l）で約1分間ブクブクうがいを行うことでう蝕を予防する方法。予防効果や経済性にすぐれており幼児期から学童期に集団で行うのに適している。

* 1 6 フッ化物歯面塗布法

う蝕の予防のため歯の表面にフッ化物を含む薬剤を塗る方法。フッ化物洗口が出来ない乳幼児に対して行うのに適している。

* 1 7 誤嚥性肺炎

飲み込むことがうまくできずに、飲食物や唾液とともに、もともと口の中にある細菌が肺に入り起こる肺炎

* 1 8 一次的な対人的保健サービス

大多数の住民に対して行われる保健サービスで、乳幼児健診や特定健診等がある。

参考資料

和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例

歯科口腔保健の推進に関する法律

○和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例

平成23年12月22日

条例第60号

(目的)

第1条 この条例は、県民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康の増進及び元気で健やかな生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持することをいう。
- (2) 医療保険者 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。
- (3) 虐待を受けた子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受け、又は受けるおそれがあるなど、健やかな成長を阻害されている18歳に満たない者をいう。
- (4) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長には必要不可欠のものであり、また、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、全ての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本県の特性に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、市町村、県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者との適切な役割分担のもとに、連携して当該施策を実施する責務を有する。

(市町村への支援)

第5条 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な助言及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、歯と口腔の健康づくりが身体健康づくりに深く関係し、重要であることを認識し、むし歯及び歯周病の予防に関する知識と理解を深めるよう努めるとともに、健全な食生活習慣を身につけ、かかりつけの歯科医の指導を受けること等により、生涯を通じて自らが主体的に歯と口腔の健康づくりを実践するよう努めるものとする。

2 県民は、未成年者の歯の健康状態及び健全な歯と口腔をつくる習慣に関心を抱き、歯磨きを励行させるなど、むし歯及び歯周病の予防に努めるものとする。

3 保護者は、その子どもの歯の健康状態に注意し、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の役割)

第7条 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に連携及び協力して取り組むとともに、県、市町村及び家庭と連携及び協力を図るものとする。

2 教育関係者は、未成年者の歯の健康状態に注意し、健全な食生活習慣の指導、歯磨き、フッ化物洗口、歯科検診後の治療経過の把握等を家庭と連携して励行するなど、未成年者のむし歯及び歯周病の予防に努めるものとする。

3 保健医療関係者は、歯科と医科における予防と治療の連携、情報の共有、共同研究等を実践するなど、協力して歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

4 福祉関係者は、高齢者、障害を有する者、介護を要する者、虐待を受けた子ども等の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員に対して定期的に歯科検診を受診させること、従業員が歯磨き等を励行できる環境を整備すること等の取組を行うよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、被保険者に対して定期的に歯科検診を受診させること等の取組を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供

- (2) 市町村、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携体制の構築
- (3) 歯科と医科の連携体制の構築の推進
- (4) フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策の推進
- (5) 市町村が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策の支援
- (6) 県民のむし歯対策及び歯周病対策の推進
- (7) 高齢者の口腔機能の維持向上のための施策の推進
- (8) 虐待を受けた子どもに対する歯と口腔の保健医療サービスの確保
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上
- (10) 8020運動の普及啓発及び推進
- (11) 喫煙による歯と口腔の健康への悪影響の防止及び啓発
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策の推進

(歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定)

第10条 知事は、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する計画(以下この条において「計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

3 知事は、計画を定めたとき若しくは見直したとき又は計画の進捗状況を取りまとめたときは、議会に報告するとともに、適切な手段を用いて、これを県民に公表するものとする。

(歯科保健等の実態調査)

第11条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、県民の歯科保健等の実態について、おおむね5年ごとに必要な調査を行い、調査結果については適切な手段を用いて、県民に公表するものとする。

(いい歯の日及びいい歯の月間)

第12条 県は、県民に歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、11月8日をいい歯の日とし、11月をいい歯の月間と定めるとともに、市町村、歯科医療に関係する団体等と連携し、県民運動として定着するよう普及と啓発に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため定められている県の計画は、第10条第1項の規定により定められた歯と口腔の健康づくりに関する計画とみなす。

○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。